

第2期中期計画の変更について認可を受けました。(平成21年3月31日付 財務大臣認可)

変更後	変更前
<p>独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒総研」という。）は、前身の国税庁醸造研究所から、平成13年4月、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」を目的とする独立行政法人に移行してから、酒類に関する唯一の独立行政法人研究機関として、原料から製品、消費に至るまでの研究・調査を中心に、分析及び鑑定、成果の普及、人材の養成等の業務を行ってきた。</p> <p>第1期の中期目標期間では、業務全般において中期目標を概ね順調に達成しているが、この間、業務に適切に対応した組織及び制度を整備し、業務運営の効率的かつ効果的な実施、酒類販売管理制度等の酒類の新規な行政施策等に的確に対応してきた。</p> <p>第2期の中期目標期間においては、新たに財務大臣から指示を受けた中期目標に沿って、更に効率的かつ効果的な業務運営に努めることとし、酒類の研究及び調査業務等の重点化・効率化を図る。また、酒総研の任務・役割を十分に認識して業務を遂行し、科学技術の発展、地球環境の保全等に貢献するとともに、酒類製造技術と酒類の品質の向上により消費者に安全で良質な酒類を提供することで豊かな国民生活の実現に貢献する。</p> <p>これらの業務を実施するに当たっては、非公務員型の独立行政法人として、国はもとより、民間や大学等との交流を一層進めるとともに、酒総研の業務環境の整備に努めるほか、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19</p>	<p>独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒総研」という。）は、前身の国税庁醸造研究所から、平成13年4月、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」を目的とする独立行政法人に移行してから、酒類に関する唯一の独立行政法人研究機関として、原料から製品、消費に至るまでの研究・調査を中心に、分析及び鑑定、成果の普及、人材の養成等の業務を行ってきた。</p> <p>第1期の中期目標期間では、業務全般において中期目標を概ね順調に達成しているが、この間、業務に適切に対応した組織及び制度を整備し、業務運営の効率的かつ効果的な実施、酒類販売管理制度等の酒類の新規な行政施策等に的確に対応してきた。</p> <p>第2期の中期目標期間においては、新たに財務大臣から指示を受けた中期目標に沿って、更に効率的かつ効果的な業務運営に努めることとし、酒類の研究及び調査業務等の重点化・効率化を図る。また、酒総研の任務・役割を十分に認識して業務を遂行し、科学技術の発展、地球環境の保全等に貢献するとともに、酒類製造技術と酒類の品質の向上により消費者に安全で良質な酒類を提供することで豊かな国民生活の実現に貢献する。</p> <p>これらの業務を実施するに当たっては、非公務員型の独立行政法人として、国はもとより、民間や大学等との交流を一層進めるとともに、酒総研の業務環境の整備に努める。</p>

年 12 月 24 日閣議決定) を踏まえた事務及び事業の見直し等の措置を講じる。

#### 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1) 業務運営

理事長は、研究資源の配分、業務の進捗状況の把握等を通じて、業務全般の効率的かつ効果的な運営が図られるようトップマネジメントを発揮し、研究組織についても研究課題の重要性、進捗状況等を踏まえ、随時、弾力的に見直す。

また、課題の見直しと適切な人材・人員配置を行うとともに、東京事務所のある方を含め、より一層合理的な組織体制の整備を図る。

ハ 酒総研が社会的責任を果たしていくという観点から、法令遵守体制の整備等、内部統制の向上に一層積極的に取り組むこととする。

三 効率的な実施体制の確保、外部に委託した方が効率的であると考えられる業務についての外部委託の積極的な導入、研究及び調査業務等の重点化等により、一般管理費及び業務経費（人件費（退職手当等は

#### 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1) 業務運営

理事長は、研究資源の配分、業務の進捗状況の把握等を通じて、業務全般の効率的かつ効果的な運営が図られるようトップマネジメントを発揮し、研究組織についても研究課題の重要性、進捗状況等を踏まえ、随時、弾力的に見直す。

ハ 効率的な実施体制の確保、外部に委託した方が効率的であると考えられる業務についての外部委託の積極的な導入、研究及び調査業務等の重点化等により、一般管理費及び業務経費（人件費（退職手当等は除く。）を含む。）の削減に努め、一般管理費については毎年度 3%以上（5年間で 14.1%以上）、業務経費については毎年度 1%以上（5年間で 4.9%以上）の削減を行う。また、適正な利用者負担を求めること等により自己収入の増加に努め、運営費交付金の抑制を図る。

除く。)を含む。)の削減に努め、一般管理費については毎年度3%以上(5年間で14.1%以上)、業務経費については毎年度1%以上(5年間で4.9%以上)の削減を行う。また、手数料水準の見直しなど、適正な利用者負担を求めること等により自己収入の増加に努め、運営費交付金の抑制を図る。

ホ 契約については、原則として一般競争入札等(競争入札並びに随意契約のうち企画競争及び公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、随意契約の適正化を推進する。

具体的には平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

ヘ 「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、人件費について5.9%の削減を行う。ただし、競争的研究資金により雇用される任期付職員の人件費はこれに含まない。

また、酒総研の給与水準については、社会的に理解が得られるようなものになっているか引き続き検証を行い、平成22年度までに、事務・技術職員の対国家公務員指数を引き下げ、適正化を図る。

三 「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、人件費について5.9%の削減を行う。ただし、競争的研究資金により雇用される任期付職員の人件費はこれに含まない。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、俸給表の引下げを行うなど役職員の給与について必要な見直しを行う。

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 酒類の高度な分析及び鑑定

酒類の高度な分析及び鑑定、行政ニーズに対応した鑑定技術の開発を行うために必要な分析機器を整備し、以下について実施する。

なお、酒類の分析業務については、酒総研が直接実施する必要性が高くないものについては、民間開放を推進する観点から、中立性を保ちつつ、民間事業者等に外部委託する。

(2) 酒類の品質評価

酒類の品質及び酒造技術の向上に資することを目的とする鑑評会等については、関係業界団体との調整を行い、中期目標期間中に共催化等を図りつつ以下について実施し、さらに共催により実施したものについても業界団体への移行を検討する。なお、共催の場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方を基本に実施する。

イ 清酒、本格焼酎、ビール、果実酒類等を対象とした鑑評会を年3回以上開催もしくは後援するとともに、各鑑評会の審査方法及び審査基準の公開、審査結果の出品者へのフィードバック等を通じて、開催目的が十分達成されるように努める。

なお、出品酒の品質の向上及び酒造技術の研さんに応えるため、業界団体等の要望に配慮して、成績優秀酒の出品者を表彰する。

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 酒類の高度な分析及び鑑定

酒類の高度な分析及び鑑定、行政ニーズに対応した鑑定技術の開発を行うために必要な分析機器を整備し、以下について実施する。

(2) 酒類の品質評価

酒類の品質及び酒造技術の向上に資することを目的とする鑑評会等については、関係業界団体との調整を行い、中期目標期間中に共催化等を図りつつ以下について実施する。

イ 清酒、本格焼酎、ビール、果実酒類等を対象とした鑑評会を年3回以上実施するとともに、各鑑評会の審査方法及び審査基準の公開、審査結果の出品者へのフィードバック等を通じて、開催目的が十分達成されるように努める。

なお、出品酒の品質の向上及び酒造技術の研さんに応えるため、業界団体等の要望に配慮して、成績優秀酒の出品者を表彰する。

(3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図るため、行政、酒類業界及び消費者のニーズ、総合科学技術会議の方針等を踏まえて研究を行う。

研究及び調査は、独立行政法人として真に担うべきものに取り組むとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、「酒類の安全性の確保」、「環境保全」及び「技術基盤の強化」の3分野の基礎的・基盤的研究に重点化し、特に重点的に研究資源を投入する研究は「特別研究」として、特別研究以外の研究は「基盤研究」として、それぞれ【別表1】に記載した課題を実施する。

また、特別研究及び基盤研究のうち民間資金を導入することが適当な研究課題については民間との共同研究を積極的に実施するとともに、他の研究機関等における調査研究との相互補完や連携を図る観点から適切な研究課題については他の研究機関等との共同研究を積極的に推進する。

なお、特別研究については、総合科学技術会議の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って外部評価を実施する。

(7) 酒類及び酒類業に関する講習等

イ 酒類製造者を対象とした講習

酒類製造業者及び酒類製造担当者を対象とした清酒、本格焼酎、ビール及びワインの製造に関する知識及び技術の習得を目的とした講習

(3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図るため、行政、酒類業界及び消費者のニーズ、総合科学技術会議の方針等を踏まえて研究を行う。

研究及び調査は、独立行政法人として真に担うべきものに取り組むとの観点から、「酒類の安全性の確保」、「環境保全」及び「技術基盤の強化」の3分野に重点化し、特に重点的に研究資源を投入する研究は「特別研究」として、特別研究以外の研究は「基盤研究」として、それぞれ【別表1】に記載した課題を実施する。

また、特別研究及び基盤研究のうち民間資金を導入することが適当な研究課題については、民間との共同研究を積極的に実施するほか、特別研究については、総合科学技術会議の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って外部評価を実施する。

(7) 酒類及び酒類業に関する講習等

イ 酒類製造者を対象とした講習

酒類製造業者及び酒類製造担当者を対象とした清酒、本格焼酎、ビール及びワインの製造に関する知識及び技術の習得を目的とした講習

を年4回以上開催することとし、これらの講習は関係業界団体との調整を行い、共催により実施し、共催できないものについては廃止を検討する。なお、共催の場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方を基本に実施する。

また、他の機関が行うシンポジウム、研究会、酒類業者等が行う講習会については、要請に応じて講師を派遣する。

### 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算

【別表2】

(2) 収支計画

【別表3】

(3) 資金計画

【別表4】

### 7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項等

(1) 人事に関する計画

イ 方針

業務の効率化、非常勤職員の活用等により、常勤職員の増加抑制に努めるとともに、研究職員の採用に当たっては、任期付任用の拡大に努めるとともに、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能

を年4回以上開催する。

また、他の機関が行うシンポジウム、研究会、酒類業者等が行う講習会については、要請に応じて講師を派遣する。

### 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算

【別表2】

(2) 収支計画

【別表3】

(3) 資金計画

【別表4】

### 7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項等

(1) 人事に関する計画

イ 方針

業務の効率化、非常勤職員の活用等により、常勤職員の増加抑制に努めるとともに、研究職員の採用に当たっては、任期付任用制度等の活用にも努める。

力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(平成 20 年法律第 63 号) の趣旨に沿って、若手研究者等の能力の活用等を図る。

変更後			変更前		
【別表1】			【別表1】		
特別研究			特別研究		
課題名	重点化分野	主な研究内容	課題名	重点化分野	主な研究内容
1 麹菌培養環境応答システムの解析及び麹菌総合データベースシステムの開発	・技術基盤の強化	(略)	1 麹菌培養環境応答システムの解析及び麹菌総合データベースシステムの開発	・技術基盤の強化	(略)
2 酒類の特性に関与する原料成分の解析及びその利用に関する研究	・技術基盤の強化	(略)	2 酒類の特性に関与する原料成分の解析及びその利用に関する研究	・技術基盤の強化	(略)
3 清酒酵母の醸造特性及び栄養特性のポストゲノム解析	・技術基盤の強化	(略)	3 清酒酵母の醸造特性及び栄養特性のポストゲノム解析	・技術基盤の強化	(略)
4 酒類の安全性の確保に関する研究	・酒類の安全性の確保	(略)	4 酒類の安全性の確保に関する研究	・酒類の安全性の確保	(略)



基盤研究			基盤研究		
課題名	重点化分野	主な研究内容	課題名	重点化分野	主な研究内容
(削除)	(削除)	(削除)	<u>1</u> 酒類の成分に関する研究	・技術基盤の強化	(略)
<u>1</u> 酒類の飲酒生理に関する研究	・酒類の安全性の確保 ・技術基盤の強化	(略)	<u>2</u> 酒類の飲酒生理に関する研究	・酒類の安全性の確保 ・技術基盤の強化	(略)
<u>2</u> 酒類の品質向上に関する研究	・技術基盤の強化	(略)	<u>3</u> 酒類の品質向上に関する研究	・技術基盤の強化	(略)
<u>3</u> 酒類原料の特性及び利用に関する研究	・技術基盤の強化	(略)	<u>4</u> 酒類原料の特性及び利用に関する研究	・技術基盤の強化	(略)
<u>4</u> 醸造環境資源に関する基盤的研究	・環境保全	(略)	<u>5</u> 醸造環境資源に関する基盤的研究	・環境保全	(略)
<u>5</u> 麹菌有用形質の解析及びその利用	・酒類の安全性の確保 ・技術基盤の強化	(略)	<u>6</u> 麹菌有用形質の解析及びその利用	・酒類の安全性の確保 ・技術基盤の強化	(略)
<u>6</u> 醸造関連微生物遺伝子の機能及び利用に関する研究開発	・酒類の安全性の確保 ・環境保全 ・技術基盤の強化	(略)	<u>7</u> 醸造関連微生物遺伝子の機能及び利用に関する研究開発	・酒類の安全性の確保 ・環境保全 ・技術基盤の強化	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	<u>8</u> 低温酵素を利用する酒類醸造技術の開発	・技術基盤の強化	(略)
<u>7</u> 酒類醸造関連成分データベースの開発	・技術基盤の強化	(略)	<u>9</u> 酒類醸造関連成分データベースの開発	・技術基盤の強化	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	<u>10</u> 酒類業及び消費動向に関する調査	・技術基盤の強化	(略)

【別表 2】

平成 18 年度～平成 22 年度予算（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>5,924</u>
受託収入	180
その他収入	<u>191</u>
計	<u>6,295</u>
支出	
業務経費	<u>2,154</u>
一般管理費	1,267
人件費	<u>2,694</u>
受託費用	180
計	<u>6,295</u>

[人件費の取扱い]

上記の人件費は、退職手当等を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 2,170 百万円を支出する予定である。

[運営費交付金の算定ルール]

平成 18 年度以降の運営費交付金については、以下の数式により決定する。  
(略)

【別表 2】

平成 18 年度～平成 22 年度予算（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>5,986</u>
受託収入	180
その他収入	<u>184</u>
計	<u>6,350</u>
支出	
業務経費	<u>2,186</u>
一般管理費	1,267
人件費	<u>2,717</u>
受託費用	180
計	<u>6,350</u>

[人件費の取扱い]

上記の人件費は、退職手当等を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 2,170 百万円を支出する予定である。

[運営費交付金の算定ルール]

平成 18 年度以降の運営費交付金については、以下の数式により決定する。  
(略)

## 【別表 3】

平成 18 年度～平成 22 年度収支計画（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>6,545</u>
經常経費	<u>6,545</u>
業務経費	<u>1,559</u>
一般管理費	1,187
減価償却費	925
人件費	<u>2,694</u>
受託費用	180
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	<u>6,545</u>
運営費交付金収入	<u>5,249</u>
受託収入	180
その他収入	<u>191</u>
寄付金収益	0
資産見返負債戻入	925
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

## 【別表 3】

平成 18 年度～平成 22 年度収支計画（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	<u>6,600</u>
經常経費	<u>6,600</u>
業務経費	<u>1,591</u>
一般管理費	1,187
減価償却費	925
人件費	<u>2,717</u>
受託費用	180
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	<u>6,600</u>
運営費交付金収入	<u>5,311</u>
受託収入	180
その他収入	<u>184</u>
寄付金収益	0
資産見返負債戻入	925
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

## 【別表 4】

平成 18 年度～平成 22 年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>6,295</u>
業務活動による支出	<u>5,620</u>
投資活動による支出	675
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	<u>6,295</u>
運営費交付金収入	<u>5,924</u>
受託収入	180
その他収入	<u>191</u>
投資活動による収入	0
施設による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0

## 【別表 4】

平成 18 年度～平成 22 年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	<u>6,350</u>
業務活動による支出	<u>5,675</u>
投資活動による支出	675
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	<u>6,350</u>
運営費交付金収入	<u>5,986</u>
受託収入	180
その他収入	<u>184</u>
投資活動による収入	0
施設による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0